

## 警察庁 修文意見

### 3. 「犯罪被害者等申告票（仮称）」の作成〔1.（4） 関係〕

犯罪被害者等からは、「支援を求めるたびに、その都度、自らの被害について説明しなければならないのは、つらい作業である。犯罪被害者カードを作成して、それを窓口で見せれば、被害についての説明を行うことなしに、支援を受けられるようにしてほしい。」といった要望がある。

一方で、いわゆる「犯罪被害者カード」（以下「カード」という。）の作成については、犯罪被害者等に関する個人情報の管理・保護の問題のほか、特に公的機関・団体がカードを作成する場合、当該機関・団体がカード所持者を犯罪被害者等として認定したものと誤解されるおそれや、犯罪被害者等の申告に基づくカードの記載内容を事実として証明したものと誤解されるおそれがあること、適切な支援のためには各機関・団体ごとに犯罪被害者等に対して再度の説明を求めることは避けられない等の問題があり、カードの作成が必ずしも犯罪被害者等の負担軽減につながらないばかりか、かえって支援に支障を来すおそれもある。

そこで、それらの弊害を防ぎつつ、犯罪被害者等の負担を少しでも軽減し、スムーズな支援に資するため、犯罪被害者等が関係機関・団体に対して支援を求める際に、自らの犯罪等被害の概要や支援に対する要望等を簡易に記載し、提示することができる「犯罪等被害申告票（仮称）」の書式案を前記ハンドブック・モデル案の中で示すこととする。

同申告票は、犯罪被害者等が関係機関・団体に支援を求める際の説明に係る負担を軽減するものであり、犯罪被害者等自身が、あらゆる関係機関・団体に対して提示するために携行することが可能となる。関係機関・団体においては、来訪者の申告する犯罪等被害や要望の概要をスムーズに把握し、その後の対応の参考にすることとなるが、関係機関・団体が求める犯罪被害者等の説明に代替するものではない。

「犯罪等被害申告票（仮称）」の書式案は、ハンドブック・モデル案に盛り込むとともに、内閣府犯罪被害者等施策HPにも掲載する。関係機関・団体においては、上記申告票の書式案を利用して、あるいは同書式案を参考として独自の申告票書式を作成してこれを常備し、犯罪被害者等から求めがあれば提供することとする。

なお、同申告票は犯罪被害者等がその責任に基づいて記載し、関係機関・団体において支援を受ける際に携行し、提示するものであり、関係機関・団体においては、提示された申告票を受領し、管理することはしない。また、同申告票には機関・団体名等の書式交付者を明示する情報

は表示されない。

【理由】

中間報告(案)では、関係機関・団体において、「犯罪等被害申告票(仮称)」を常備することとされているが、例えば、犯罪被害者等から求めがあれば、その場で内閣府犯罪被害者等施策HPからダウンロードをして、同申告票を交付するなどの方法もあり得るので、必ずしも常備に限定する必要がないと考えられるため。

【内閣府意見】

御指摘を踏まえ、修正することとしたい。